

電子申請ではいつでも会社や自宅から 労働保険関係等の手続きができます 電子申請を使ってみませんか！！

電子申請のメリットとして

電子申請では、申告書等を電子データのままでインターネットを利用して、自宅や職場から24時間申請をすることが可能となります。

役所の開庁時間を気にしなくても大丈夫です

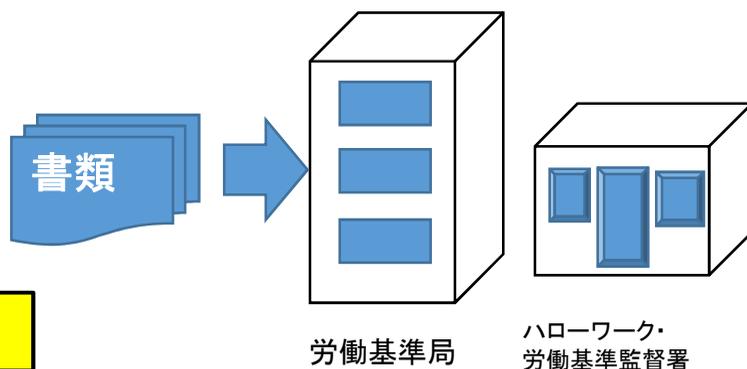
～時間にとらわれず、24時間いつでも、申請することが可能になります。夜間や休日でも手続きができます

24H
OK



どこでも申請が可能

一箇所だけで済ませることができ
行政機関の窓口に向くことなく、複数の
窓口の手続きが可能です



これ以外のメリットもあります

入力ミスや記入
漏れを**チェック**
してくれる！

移動費用や人件
費等の**コスト**が削
減される！



労働局、監督署、安
定所等での**待ち時間**
がなくなる！

申請・届出の**用紙**が
不要になる！

労働局、監督署、安定所等のそれぞれに
来庁する**必要**がなくなる！



いろいろな申請書に対応しています

特に以下の届出にメリットが期待されます。

労働保険年度更新申告書、労働保険関係成立届、労働保険名称、所在地等変更届、労働保険一括有期事業開始届、労働保険一括有期事業報告書、労働保険料等還付請求書

その他、雇用保険関係手続(資格取得届、喪失届等) など

分からないことがあれば、栃木労働局のHP又は下記のとこ
ろに気軽にご相談ください！

○パソコンの環境設定など、申請前までの操作方法の問い合わせ
e-Gov(電子政府) TEL:050-3786-2225

○労働保険等の申請をする時の操作方法の問い合わせ
栃木労働局労働保険徴収室 TEL:028-634-9113

○以下の e-Gov(電子政府)HPや厚生労働省本省のHPでも電子
申請の方法等について、ご紹介しています。

E-Gov <http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>

厚生労働省本省

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html

『事前準備ガイドBOOK』などの
各種マニュアルもご用意しています。
<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

出典：e-Govウェブサイト(<http://www.e-gov.go.jp>)

